

各位

平成26年1月31日

株式会社南日本銀行

弊行の「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

弊行は従前より、ご融資の際にご提供をいただく個人保証については、ご契約時に、保証に関するご意思を慎重に確認させていただき対応に努めてまいりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、弊行は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

弊行は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

本ガイドラインの詳細については、以下のサイトをご参照ください。

[全国銀行協会](#)
[日本商工会議所](#)

【本件に関するお問合せ先】

審査部

TEL (099) - 226 - 1788